

慣習村による移入者管理 ——変革期インドネシアの社会変化とバリ人アイデンティティ——

鏡 味 治 也*

In-migrant Administration through the Traditional Village System: Social Change and Balinese Identity in Post-Suharto Era Indonesia

KAGAMI Haruya*

This paper presents field data on new in-migrant administration policy taken by the Bali provincial government after the resignation of President Suharto, analyses the socio-economic factors that created such a policy, and discusses those issues that the Balinese people have to cope with in practicing it. The abrupt resignation of Suharto and subsequent fundamental political reformation accelerated the increase of in-migrants into Bali. The purpose of the policy is the incorporation of in-migrants into the Balinese traditional village (*desa adat*) system as guest members. This policy transforms not only the structure and membership system but also the character of the traditional village, for it was originally a Hindu residents' association while many of new in-migrants are non-Hindu people. The most critical problem arises from the death of these guest members: all villages I describe in this paper agree to help with the funeral arrangements of guest members but do not allow non-Hindu residents to use the village cemetery which is exclusively reserved for Hindu residents. This treatment clearly shows the fundamental foundations on which the Balinese identity is built upon.

Keywords: Balinese, ethnic identity, *desa adat*, in-migrant administration, revival of tradition

キーワード：バリ人, 民族アイデンティティ, 慣習村, 移入者管理, 伝統復興

はじめに

本論はスハルト大統領退陣後のインドネシアの政治変革期に、バリ州政府が実施した慣習村を利用した移入者の住民管理の事例をとりあげ、それを変革期の地方分権化の一例としてだけではなく、国家体制変化に伴う民族アイデンティティの覚醒と国民意識との再調整の過程として検討し、現在バリ島に暮らす人びとが自らをインドネシアという国家のなかにどのように位置づけようとしているのか、またそこで地域慣習はどのような役割を果たしているのかを考察

* 金沢大学人間社会環境研究科; Graduate School of Human and Socio-Environment Studies, Kanazawa University, Kakuma-machi, Kanazawa, 920-1192, Japan
e-mail: anthrop@kenroku.kanazawa-u.ac.jp

する。

次章でまず変革期の国内動静とバリ島での慣習村による移入者対策の背景を述べた後、バリ島の人口動態を概観して、とくに近年どういった移入者が増えているかを確認する。そして変革期に始まった慣習村による移入者の住民管理の取り組みを、いくつかの具体例をあげて提示するとともに、こうした対応の背景となった州政府の慣習村政策と国レベルでの地方行政策を概観し、その一連の動態のなかに慣習村による移入者管理を置いて考察する。その上で、慣習村を基盤に打ち立てられてきたバリ人の生活形態と、その慣習村をとおした移入者の受け入れに見られる、バリ人に特徴的な「外部世界」に対する見方や態度を指摘し、そのアイデンティティの核心について検討する。¹⁾

I 変革期における国政改革と地域慣習の復興

1997年のアジア通貨危機は、それまで開発独裁的な体制で経済成長を続けてきた東南アジア諸国に打撃を与えたが、インドネシアでは長期政権を続けていたスハルト大統領の国家運営体制に批判の矛先が向かい、98年のスハルト大統領退陣に至った。以後インドネシアは、国の骨格を大きく変える政治改革が矢継ぎ早に行われる変革期に入った。国政レベルでは国会の機構が改編され、大統領や地方首長（州知事、県知事、市長）の直接選挙制が導入された。行政レベルでは一定の権限・財源委譲による地方分権が推進された。治安維持の面では国軍から警察が分離され、国軍からの国会議員任命制度が廃止されて、国軍が制度的に政治に関与することがなくなった。これら一連の主要な改革は、第1回目の大統領直接選挙が実施された2004年までに行われた。

このスハルト退陣から第1回目の大統領直接選挙までの6年間は、単なる危機対応の政治機構改編にとどまらず、インドネシアという国的新しい形を模索する時期だったといえる。この間、東チモールが分離独立し、アチェや西イリアンでは分離独立運動が活発化し、その他の地方でも民族・宗教感情にからんだ紛争が相次いだ。軍・警察のにらみがきかなくなっこなったことで治安が悪化し、各地に自警団が結成され、司法外の暴力を行使して殺傷沙汰に至る事件も頻発

1) 本論で扱う資料は、平成13～15年度科学研究費・基盤研究（A）（海外学術調査）「スハルト政権崩壊後のインドネシア地方社会に関する文化人類学的研究」（研究代表・杉島敬志）、平成17～20年度科学研究費・基盤研究（A）（一般）「高齢化社会と国際移住に関する文化人類学的研究：東南アジア・オセアニアを中心に」（研究代表・宮崎恒二）、平成19～21年度科学研究費・基盤研究（A）（海外学術調査）「文化の世代間継承に関する文化人類学的研究：インドネシアの事例から」（研究代表・鏡味治也）および日本学術振興会の「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究・『運動の現場における知の再編』研究班」（研究代表・宇田川妙子）の平成16年度調査資金をもとに行った現地調査で得たものである。調査を可能にした関係各位に感謝する。あわせて、本稿査読諸氏の建設的コメントに感謝する。

した。国内地域間の経済格差も問題にされ、連邦制も選択肢として取りざたされるほどであった。しかし結局分離独立は東チモールのみにとどまり、統一国家体制も維持された。

第1回大統領直接選挙で選出されたユドヨノの5年間の第1期就任期間は、その前の6年間の政治改革の実施および調整の期間だったと位置づけることができる。この間にはアチェの津波やジャワの地震など天災が相次いだが、アチェの分離独立組織との和解が成立し、国内経済も成長に転ずるようになった。2009年に実施された第2回の大統領直接選挙は平穏かつ整然と行われ（ユドヨノが再選）、インドネシアは政治的にふたたび安定期に入ったように見える。

30年以上ほとんど変化がないかに見えたスハルト政権下の国家体制が数年のうちに変化をとげる様は、新興中間市民層による独裁政権の打倒と民主化という構図とも合致し、広く内外の関心を集め、すでに多くの研究書が出版されている。当然ながら、変革期当初の最初の6年に出されたものは、刻々と進行する変革の内容分析やその間の社会の現状報告といった性格のものが多いのに対して、それ以後になるとこの急激な変革を相対化して長い歴史のなかに位置づけようとする姿勢が見られるようになる。本論に関連する地方分権化の動向を扱った研究書の例をあげれば、2003年出版の Aspinall and Fealy 編著 *Local Power and Politics in Indonesia: Decentralisation & Democratisation* では、画期的な1999年地方行政法および地方財政均衡法の制定・施行によって、現実に地方で何が生じているかの把握に重点が置かれていたのに對し、2007年出版の Davidson and Henly 編著 *The Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Deployment of Adat from Colonialism to Indigenism* では、変革期に各地方で生じた地域慣習の復興の動きを植民地時代からの歴史の中に位置づけて考察し、また同年出版の Schulte Nordholt and Klinken 編著 *Renegotiating Boundaries: Local Politics in Post-Suharto Indonesia* も、変革期の地方の動態を植民地時代以来の社会体制の再調整の動きとして検討しようとしている。

変革期を見る視野の長期化のほかに、変革期インドネシアをめぐる議論には、論点や分析の根底となるいくつかのストーリーが指摘できる。変革の原動力となったのは、いうまでもなく当事者であるインドネシアの人びとの、貧富の拡大や地方間の発展の格差、何よりも各層各地の当事者の意向が抑圧され反映されない社会的不公正への反発であったが、とくに先進国の識者や支援家は、経済成長の恩恵を受けた都市中間市民層の台頭が独裁政権を打ち倒し民主化を推し進める、というグローバルな物語枠組みに期待した。いっぽう変革期をより長期的な歴史に置いて見ると、植民地時代から続く国民国家形成の一過程という枠組みが浮かび上がる。

変革の評価についてもすでに多くのことが指摘されている。少なくとも政治制度としてはより民主的と言えるものへの改編がなされたが、それによる金銭政治や利己的な政策の地方への拡大といった負の側面も明らかであり、民主的な市民社会の形成という点ではまだまだの状況である。言論の自由の復活は歓迎すべきだが、社会的不公正はいぜん是正される方向に動いて

いるとは言ひがたい。いっぽう地方の自己主張は隣接の地方や国全体の利益を損ないかねないまでに盛んだが、東チモールの分離独立をのぞけば、インドネシアという統一国家はいぜん維持されている。これら変革期の位置づけをめぐる枠組みや評価の論点は、もちろんそれぞれ別の方針を向いているわけではなく、民主的な政治制度が実現し、不公正が是正されて経済水準が向上し、各地方の意向が満たされるように国家運営が行われることが安定した国民国家維持につながる、というより大きなストーリーに包含されることは言うまでもない。

本論は、筆者が長年バリ島のバリ人ヒンドゥー教徒を対象とした調査研究を行ってきたこともあり、変革期にバリ島で見られた動向がバリ人の国民意識や民族アイデンティティにどう関わっているのか検討することを目的とする。とりあげる事例は、増加するバリ島への国内移住者の住民管理に慣習村の機構を利用しようというバリ州政府の政策であり、変革期の治安悪化への対処であるとともに地方分権化の状況をも映し出すものであるが、同時にバリ人ヒンドゥー教徒のアイデンティティの核がかいま見られる好例でもある。

変革期の地方分権化の風潮に乗って国内各地で「地域慣習の復興」とでも呼べる動きが活発に見られたことは、先にあげた Davidson and Henley 編著 *The Revival of Tradition in Indonesian Politics* [2007] のテーマにもなっているが、バリ島も例外ではなく、それまでの中央集権的な体制の下で抑えられていた慣習組織の活性化や慣習制度の活用の動きがいちはやく見られた〔鏡味 2006: 106–109〕。バリ州政府による慣習村の活性化政策は、すでに 1980 年代から積極的に行われてきたが〔鏡味 2000〕、その核心が任意団体にすぎなかった慣習村の法的団体としての認知であったのに比べると、スハルト退陣後の政策は慣習村を行政にも加担させようとする点で、さらに一步踏み込んだ慣習活用政策と言える。

それが変革期にとられた背景として、スハルト退陣前後の政治の混迷に連動した政治的デモと軍による鎮圧の頻発、また警察機能の麻痺による自発的自警団の設置とその暴力的実力行使など、バリ島も例外でなかった変革期の治安悪化がある〔Degung Santikarma 2001; Connor and Vickers 2003〕。

治安の悪化や経済の混乱はまた、これまで以上の国内移動を引き起こした。暴動からの避難、経済的困窮による新たな職を求めての移住、それに独立を選択した東チモールや他の紛争地域からの引き揚げが加わる。それまで人口稠密な島として国内移民政策の対象地域であり、島外へ移民を送り出す側にたっていたバリ島にも、スハルト退陣以後多くの移入者が島外から移り住むようになる。国内随一の国際的観光地として、バリ島の観光産業への通貨危機以後の経済混乱による打撃は比較的軽く、また治安状態に関しても国内の他の地域よりは平穏だったからである。

この経済繁栄と治安安定の信仰は、2002 年と 2005 年にバリのリゾート地、クタとジンバランで起きた爆弾テロ事件によりくつがえされる。この事件自体はバリ人を標的にしたものでは

なかったため、少なくともバリ島内では騒乱や民族対立、宗教対立といった事態には至らず、また観光産業は大きな痛手を被ったものの、その後次第に観光客数なども回復してきている。ただし、バリ人ではない容疑者がバリ人ではない者を標的にしてバリ島内で起こしたこの事件は、バリの人びとのバリとそれをとりまく世界についての考え方や国の中での自らの位置づけに大きなインパクトを与えたことは否定できない。

こうした近年の移入者の増加に対応して、バリでは在来の地縁組織である慣習村を使って住民管理をしていこうという政策が展開されるようになった。インドネシア国民であれば原則として国内の移住は自由であり、法律的には行政機構への届け出でじゅうぶんなのだが、それだけではどんな人物が何をしにやってきたのかがよく把握できない。爆破事件を引き起こしたような者がまたいつやってくるかもしれない、近隣の顔見知りで構成されている慣習村の成員として受け入れることで、地域社会の治安を維持していこうというのが第一のねらいである。

また治安の面と同時に、経済面でも移入者からの貢献を期待しようとする意図も見え隠れする。バリ島の観光産業は、とりわけ国際空港が1969年に開港して以来順調に発展して来たが、その利益のかなりの部分が島外の資本を持っていかれてしまい、バリ人の手にはなかなか入ってこないという不満はスハルト時代から根強かった。とくにバリ観光の目玉である芸能や儀礼の母体となる慣習村には、観光発展による直接的利益還元の仕組みがなかった。他方でバリ島に移住してくる者の多くは仕事目的であり、そうした人たちを慣習村成員にとりこむことには、住民として一定の（とくに金銭的）貢献をしてほしいという意図が透けて見える。

ところがこの慣習村という組織は、共有のヒンドゥー寺院の維持管理とそこでの祭礼の運営を核としたまとまりであり、それに異教徒の移入者を組み入れるには根本的な制度変更が必要になる。現実には客員成員として付隨的に参加してもらうといった対策がとられるようになっているが、こうした変更は組織運営上の実務的問題であるのみならず、慣習村というこれまでバリ人の社会生活のいちばんの骨組みであったものの意義や意味あいが、ひいてはインドネシアのバリ島という地域にバリ人ヒンドゥー教徒として暮らすことの意味が、根本から問い合わせられている事態と言える。

II 近年のバリ島の人口動態

バリ島では、近年のインドネシアの国内情勢を反映して移入者が増えている。その実態を、限られたものではあるが統計資料から確認してみよう。

バリ島のもともとの住人は、バリ語を母語としヒンドゥー教を信奉するバリ人であるが、バリ人でもイスラム教やキリスト教に改宗した者が少数おり、独自の村をつくって住んでいる。

バリ人以外には、東ジャワから移住したイスラム教徒のジャワ人やマドゥラ人が島の西部に、またロンボク島から移住したイスラム教徒のササク人等が島の東部に、やはり自分たちの村を作って住み着いてきた。さらに主要な町には華人系住人が暮らすが、絶対数は多くない。華人系住人の多くはキリスト教か仏教を信奉している。これらはインドネシア独立以前からの住人であるが、独立以後は役人や軍人、教員や学生、事業家や労働者として島外からやってくる移住者が、都市部や観光リゾート地を中心に増えていった。

こうした動態を検証する統計資料は限られたものしかない。オランダ植民地時代の1930年に集計された島の人口統計では、住人はインドネシア人、ヨーロッパ人、華人、その他の外国人に分類され、インドネシア人のなかの民族別内訳が得られない（表1参照）。それによると島の人口は約110万人、うち華人が7,600人、ヨーロッパ人とその他の外国人が合わせて1,700人で、残りの109万人がインドネシア人である。

インドネシア独立以後の人口統計では、2000年のセンサスまで民族別指標が用いられず、また華人系住人も国籍を取得した者はインドネシア人に含められるようになったため、やはり民族の内訳は数字に表れない。しかしこの時期は宗教別人口の統計もとられているので、それともとにしたある程度の推量は可能である。ただし、バリ人のイスラム教徒やキリスト教徒、およびバリ人以外でヒンドゥー教に改宗した者が、いずれもごくわずかだと仮定しての話である。1971, 81, 90年のバリ州（バリ島とその南東にある小島ヌサ・ブニダを合わせた行政区画）の人口統計を表2に、宗教別人口統計を表3に示す。

表2と表3をつき合わせて見ると、同じ年度の統計にもかかわらず合計数が一致しなかったり、また同じ表のなかでも合計数が合わない箇所が散見されるが、この20年間のおおよその傾向は見て取れる。バリ人がほぼ母体となるヒンドゥー教徒の人口は1970年代の増加が顕著で、80年代になると増加が鈍ること、華人系インドネシア人と中国人を合わせた数がほぼ仏教徒の数に相当する

表1 バリ島の人口構成（1930年）

インドネシア人	1,092,037
ヨーロッパ人	403
華人	7,629
その他の外国人	1,324
計	1,101,393

出所：Gde Raka [1954: 9]

表2 バリ州の人口構成（1971, 81, 90年）

	1971	1981	1990
インドネシア人 (うち華人系)	2,110,674 **	2,479,904 (8,180)	2,656,649 (10,729)
中国人	8,479	7,085	4,343
その他の外国人	938	418	659
計	2,120,091	2,487,407	2,661,651

出所：Team Penyusun Monografi Daerah Bali [1976: 19]; Statistik Bali 1985;
Statistik Bali 1992

注：** 類型未設定

鏡味：慣習村による移入者管理

表3 バリ州の宗教別人口構成（1971, 81, 90年）

	1971	1981	1990
ヒンドゥー教	1,977,807	2,311,738	2,515,634
イスラム教	108,414	123,349	140,813
キリスト教カトリック	8,665	8,747	12,702
キリスト教プロテスタン	7,468	12,917	15,577
仏教	14,426	14,589	14,909
儒教	1,286	**	**
その他	40	288	**
計	2,120,019	2,463,340	2,699,635

出所：Team Penyusun Monografi Daerah Bali [1976: 20]; *Statistik Bali 1985; Statistik Bali 1992*

注：** 類型廃止

こと、イスラム教徒やキリスト教徒はこの間着実に増えているが、それほど急激な増加とは言えないことなどである。

2000年の人口統計では、独立後初めて民族別の集計がとられたほか、あらたに都市部と農村部を区別した数値が提示され、また移住に関する集計も行われた。都市部／農村部の区別は、人口稠密度、農家比率、学校や病院、商業地区への近接さ、電気およびテレビや電話の普及率をもとに区分けしたものである（ただしその基準値は統計書には示されていない）。表4に民族別の人団構成を、表5に宗教別の人団構成を、表6に移住者数をあげる。

表4からは、バリ人が島の人口の9割を占めるいっぽう、バリ人以外の民族が1割住んでいること、またムラユ人をのぞくバリ人以外の民族が都市部に多く住んでいることがわかる。ここでの「都市部」とは州都デンパサールや各県の県庁所在地である町のほか、クタやウブドといった観光リゾート地のことという。

また表5を表3とつき合わせて見ると、ヒンドゥー教徒の伸びが80年代の増加率とほぼ同じであるのに比べて、イスラム教徒やキリスト教徒の増加が著しいことがわかる。1990年から

表4 バリ州の民族別人口構成（2000年）

	都市部	農村部	計
バリ人	1,291,157	1,523,427	2,814,584
ジャワ人	192,504	22,094	214,598
マドゥラ人	11,710	6,883	18,593
ムラユ人	3,113	13,585	16,698
ササク人	10,987	5,443	16,430
華人	10,159	471	10,630
ブギス人	4,257	2,339	6,596
その他	39,978	7,261	47,239
外国籍	1,472	159	1,631
計	1,565,337	1,581,662	3,146,999

出所：*Penduduk Bali 2000*

表5 バリ州の宗教別人口（2000年）

	都市部	農村部	計
ヒンドゥー教	1,255,341	1,496,487	2,751,828
イスラム教	248,449	75,404	323,853
キリスト教カトリック	19,302	4,532	23,834
キリスト教プロテスタント	26,732	3,707	30,439
仏教	15,093	1,476	16,569
その他	420	56	476
計	1,565,337	1,581,662	3,146,999

出所：*Penduduk Bali 2000*

表6 過去5年間の移住者数（2000年および2005年時点）

	2000	2005	計
他州からバリ州への移住者	87,225	76,589	163,814
バリ州から他州への移住者	47,353	38,959	86,312
バリ州に居住し続けている者	2,770,543	2,997,032	—

出所：*Penduduk Indonesia 2000; Penduduk Indonesia 2005*

の10年間でイスラム教徒、カトリック教徒、プロテスタント教徒の数はいずれも2倍前後に増えている。

表6は5歳以上の住民を対象に質問された5年前の居住地のデータをもとに、過去5年間の他州からバリ州への移住者数およびバリ州から他州への移住者数を、2000年センサスと2005年中間センサスから集計したものである。2000年の時点で過去5年間の他州からバリ州への移住者が9万人近くにのぼることは、ヒンドゥー教徒以外の急激な増加と符合し、近年のバリ人以外の異教徒の移入者の急増を裏書きしている。2005年の時点ではバリ州への移入者数は若干減少したが、いずれの時点でも州への移入者が州からの移出者の倍近くを数えており、バリへの人の流入という印象を裏書きしている。なお2005年時点での州人口は338万人と、5年間で20万人以上増えている〔*Penduduk Provinsi Bali 2005*〕。

以上限られた統計資料からバリ島での人口動態を概観してきたが、島全体の人口が1930年から2000年までの70年のあいだに3倍近くに増加していること、ヒンドゥー教徒バリ人の人口増加が1970年代をピークにして、その後は鈍化しているのにたいして、バリ人以外の異教徒の住人がとりわけ近年急増していることが読み取れる。これは毎年バリを訪れて感じる実感とも一致するし、バリの人びと自身が強く抱いている状況認識もある。

どういう種類の人びとがバリ島に流入しているかを示す統計資料は今のところ手もとにはないが、近年のバリ島での聞き取りや観察から判断すれば、レストランやみやげ物店を開業する事業家・商店経営者と、売り子や屋台引き、さらに土木作業現場の労働者などの低賃金・日稼ぎ労働者がその主流を占める。とくに後者は正規の移住手続きをとっていない者も多くいると思

われ、犯罪の温床になりかねない存在として、ことあるごとに地方政府やマスメディアからその管理の必要性が指摘されるものとなっている。

III 慣習村による移入者の住民管理

バリ島はインドネシアのなかでは比較的最近まで、バリ人ヒンドゥー教徒が住民の95パーセントを占めるという、民族や宗教に関しては均質さを維持してきた地域だった。異民族異教徒もわずかながら住んではいたが、その多くは都市部に住む華人系住人か、役人や軍人など勤めの関係で居住している者であり、また農村部では民族や宗教ごとに村を分けて住むなど、実際の生活面では隔離された状態と言ってもいいものだった。しかし近年になって移入者の絶対数が急増するようになると、居住地区の住み分けでは対処できない状態になり、とくに都市部や観光リゾート地で混住化が進んでいる。

こうした現象面での変化に加えて、強権的な手法で国内の治安を維持してきたスハルト大統領が退陣した後、インドネシアの各地で民族対立、宗教対立のかたちをとった紛争が頻発するようになり、その收拾や予防に向けた措置を地方政府や地域住民自身が講じざるを得ない状況が出現した。バリ島で実際にこうした民族紛争や宗教紛争に発展しそうな事態があるわけではなかったが、移入者の急増はその火種になりかねない問題として、メディア等でも頻繁に言及され議論された。

その問題への対応策として、バリ州政府が打ち出したのが、慣習村による移入者の住民管理という方策だった。この「慣習村」というのは、バリでは *desa adat*、最近では *desa pakraman* と呼ばれるようになっているもので、村の寺院や墓地と社会生活上の取り決めを共有することで成り立つつまりであり、バリの人びとがオランダに植民地統治される以前から維持してきた地域社会の基盤となる組織である〔鏡味 2000〕。

バリの慣習村は、地域によって大きさにはらつきがあり、しかも全体に規模が小さいものが多いので、20世紀初めからバリを統治するようになったオランダ植民地政府は、村レベルの行政機関として、新たに行政村（*desa dinas* と呼ばれる）という行政区画を設置した。これはまず第一に住民の出生・死亡や移動を把握するための機関で、人口規模をそろえて地理的な境界をもとになかば機械的に区分けられたため、従来の慣習村の区分けとはかなりずれたものになった。

この措置によって、住民の把握と管理の役割は植民地政府が作った行政村に取り上げられてしまい、従来の慣習村の担う役割は、もっぱら村の寺院の祭りを中心とした宗教活動に限定されることになった。行政村の区分けは第二次大戦後にインドネシアが独立してからも引き継がれ、行政村と慣習村という2本立ての仕組みは現在まで維持されている。

それを踏まえて言えば、移住者の登録管理は当然行政村の仕事であり、実際現在でも合法的な手続きとしては、行政村の役場に届け出をして手続きすることが義務づけられており、かつそれでじゅうぶんということになる。しかしこの行政村という行政体は、出生や結婚や死亡の届け出といった事務手続きをのぞけば、バリの村びとの日常生活にさほど関わりをもっていないため、隣りの家によその島から言葉も宗教も違う移住者が越してくると、行政的には同じ地区的住民だが社会的なつきあいはあるでない、という事態が生じる。これは特に都市的な環境ではどこでも生じる当たり前のことだが、近年のバリのように観光資源という限られたパイをめぐる競争がますます激しくなり、またテロなどの社会不安も現実のものになっている状況においては、非常に心もとないことだとバリの人びとが感じるのも無理はない。

こうした新しい社会状況に対処していくため、バリ州政府は慣習村のあり方に関する指針を取りまとめた『慣習村に関する州条例 (Peraturan Daerah Propinsi Bali Nomor 3 Tahun 2001 tentang Desa Pakraman)』を2001年に制定して、移住者を村の成員として組み込むよう慣習村に指導するようになった。慣習村に関する州条例はこれが初めてではなく、1986年すでに『バリ州内の地域社会をまとめあげる慣習法の体現である慣習村の地位、機能、役割についての州条例 (Peraturan Daerah Propinsi Daerah Tingkat I Bali Nomor 6 Tahun 1986 tentang Kedudukan, Fungsi dan Peranan Desa Adat Sebagai Kesatuan Masyarakat Hukum Adat Dalam Propinsi Daerah Tingkat I Bali)』を施行しており、2001年の州条例はその改訂版ということになる。移入者の扱いを規定する条項は前の州条例には見られず、新たに盛り込まれた内容である。

バリの慣習村は、まず村の共有の寺院や墓地の管理とそこでの儀礼の運営に責任を持つつまりであり、その成員は原則的にも実際にもヒンドゥー教徒に限られてきた。異民族出身で村の成員のもとに嫁いできた者は、ヒンドゥー教に改宗して村の成員に組み入れる、という手続きを踏んできた。ヒンドゥー教徒でなければ寺院での祭礼の運営に対する責任というものがうまく説明できなくなるだけでなく、共同墓地の使用の点でも問題が出てくる。

バリの慣習村が所有する共同墓地は、村の成員のみが使用できるとされ、同じヒンドゥー教徒でも他の村の者をそこに埋葬しようとすると村びとの同意としかるべき儀礼が必要になる。この手続きは *penanjung batu* と呼ばれ、その意義や負担金についての指針が、州政府の設置した慣習組織育成委員会から1997年に提出されている。そこからも、移入者の扱いが近年のバリの大きな社会問題になっていることがうかがえる。

同じヒンドゥー教徒ですらそうした儀礼が必要であり、ましてや異教徒に村の墓地を使わせることは考えられない。これは遺体を火葬することではじめて死の穢れを祓うことができるという、バリ人ヒンドゥー教徒の伝統的な観念にもとづく措置である [鏡味 2005]。そのためイスラム教徒やキリスト教徒が多く住む地域では、それぞれの特別の墓地が設けられている。これ

はもともと王朝時代に王がかかえる異教徒の商人や傭兵のために作られたものといい、現在でもバリに住むイスラム教徒やキリスト教徒の住民はそうした特別の墓地に葬られている。

こうした状況を踏まえ、2001年に出された州条例では、その村に生まれたり婚入してきた者以外にも、その慣習村の領域内に住むすべての人をその慣習村の成員と規定したうえで、客員成員 (*krama tamiu*) という身分を設け、そのなかに他の村出身のバリ人やバリ人ヒンドゥー教徒以外の住人を含めるよう指示している。バリ島の居住地域のほとんどは、いずれかの慣習村の領域に含まれるので、これは事実上、行政村での住民登録と同じようなことを慣習村という区画でもう一度やるということにはかならない。ただしそうした客員成員の権利や義務については、それぞれの慣習村の規約で取り決めるよう指示するにとどまっている。

この州条例を受けて、各慣習村では村の慣習規約の改定と、客員成員の扱いに関する付加的取り決めが準備されることになった。村の慣習規約は *awig-awig* と呼ばれ、村の領域や成員となる条件をはじめ、慣習村長や寺院祭司といった役職の規定、寺院や墓地や市場などの共有財産、寺院の定期祭礼の期日、結婚や葬儀や相続に関する取り決め、さらにはいさかいが生じた場合の調停方法まで、村で暮らしていく上でのさまざまな約束ごとを盛り込んだものである。そしてその個々の事項の具体的な取り扱いを寄り合いで決めたものが付加的取り決めで、*perarem* と呼ばれる。

以下では実際に各慣習村で移入者に関してどのような対処がとられるようになったかを、バリ州ギアニャル県の3つの村の事例を紹介しながら検討する。

(1) A 慣習村の場合

移入者の増加に対してもっともすばやい対応を見せたのは、少なくともギアニャル県においては、州都に近く域外からの単純労働者を多くかかる A 慣習村だった。この点は村の役職者の口からも直接耳にしている。

A 慣習村は域内に島内有数の観光施設をかかえている。それは2階建てのビルのなかにみやげ物屋が屋台のような店を連ねる「民芸品市場 (*Pasar Seni*)」であり、主たる客は国内観光客で、昼間の営業に限られる。この施設は県が建設して維持管理するものだが、これ以外にも村内の主要幹線道路沿いにはみやげ物屋をはじめとする商店が建ち並んでいる。こうした民芸品市場やみやげ物店で働く者には村外からの移入者も多い。また、こうした観光施設周辺で飲食物の屋台を引いて売り歩く者が多くも域外からの移入者である。さらに村の成員で土建業を営む者の家に住み込む域外からの労働者も一定数見られる。それら移入者の数は約1,800世帯からなるこの村で300人ほどに及ぶという。それに加えて、この村には王朝時代からの華人系の家族が数十世帯住む。

こうした事情から、移入者の対策はひじょうに現実的な懸案事項であった。この村がとった

対応策とは、慣習村と行政村が共同で移入者を管理していくこ^うというものである。具体的には2001年に「移入者管理に関する行政村長と慣習村長の共同決定」を発行して、その方策を取り決め告知した。それによると、対象となるのはこの村以外の出身者で、かつこの村に3日以上滞在する者で、そうした者には6ヶ月ごとの登録更新が義務づけられる。

15歳以上の移入者には保証金（村から退去する際に返還される）と登録料の納入が課される。その額は、同じギニアニャル県出身者の場合は保証金10万ルピアと登録料1人6ヶ月あたり25,000ルピア、バリ州出身者に対しては保証金20万ルピアと登録料50,000ルピア、島外からのインドネシア人移入者は保証金30万ルピアと登録料10万ルピア、そして外国人は保証金100万ルピアと登録料50万ルピアと定められている。さらにそれ以外にこれら移入者にはひとり当たり月々15,000ルピアの納付金を納めねばならない。ただし学生は登録料と月々の納付金は免除されている。²⁾

こうした義務を果たさない者は村から追放され、以後この村における行政上のサービスがいっさい受けられなくなる。この取り決めの通達や納入金の取り立て、また新たに移入者が入ってきたときに村役場に知らせる役目は、慣習村の係員が行う。この係員は、村役場でも補助員として位置づけられ若干の給与を得ているが、移入者からの徴収金の一部をおもな報酬として受け取っている。

その徴収金の分配は、40%を係員の報酬や自動車の保全費、運転手への報酬、文具などといった登録手続き・納付金徴収に必要な経費に充て、30%を該当集落に、15%ずつを慣習村と行政村に配分することになっている。ちなみに2004年1月から8月までの納付金の総額は1,770万ルピア、同年6月の再登録の際の登録料は200万ルピアにのぼった。

このようにA村の移入者対策では、さまざまな課徴金の取り立てが目につく。たしかに、バリへの移入者はバリ人の土地を元手にして商売し利益をあげている（だからこそバリにやってくる）という見方はバリの人びとのあいだで広く共有され、観光施設をかかえるこの村でもそうした意見をよく耳にした。工芸品市場は県のものなので手が出せないが、幹線道路沿いの商店はこの村の土地を使っているというので、その事業税の半分を県に掛け合って行政村および慣習村に還元してもらうようにした、という話も聞いた。しかし移入者からの納付金の40%を係員報酬等の管理事務必要経費に充てていることを考えると、単に村の収入を増やすういうだけでなく、やはりそこに域内の治安維持に対する不安が根強く見られることも否定できない。

2) さらにこの決定の「付隨説明」によると、仕事のために赴任している軍人、警察官、役人、教師などは保証金や登録料を免除される（月々の納付金は徴収される）こと、すでに家を取得した者は保証金を免除されること、工事現場労働者などの一時的滞在者は月々の納付金のみが、またお手伝いは登録料のみが課され、いずれもその雇用者が納入すること、離婚や死別等で村に戻った寡婦などは、慣習村員に復帰するまで月々の納付金を納めること等が列挙されている。

移入者対策をこうして行政との共同で緊密に実施していることもあるってか、移入者を慣習村成員に取り込むことは、聞き取りをした2003年時点では行われていなかった。慣習村長によれば、慣習村の成員になれるのはヒンドゥー教徒のみであり、王朝時代からこの村に住んできた華人系住民も、隣人として任意の相互扶助は相互に行うが義務ではなく、葬儀も村から南に下った海岸近くにある彼らの墓地で独自に行っている。火葬しない者を成員に加えるとすぐに墓地が満杯になってしまう、というのが慣習村長の言い種だった。こうして古くから住んできた華人系住人も「移入者」として登録料や月々の納付金を納めねばならなくなり、経済的余裕のない世帯の中には、これを機にヒンドゥー教に改宗して慣習村成員に加わった家族もあったという。

(2) B 慣習村の場合

B 慣習村は行政的には都市部の居住区に適用される町区の行政機構が敷かれ、多くの観光客を集めるバリでも有数の観光地であり、地区内にはバンガロー形式のホテルやレストラン、みやげ物屋が建ち並んでいる。こうした観光客相手の店屋の持ち主やそこで働く従業員には、村外や島外からの移入者が多く含まれ、A村と同様ここでも移入者の取り扱いは非常に現実的な問題となっている。

この村ではA村と違い、慣習村として移入者への対応をはかった。具体的には2000年に慣習村が客員成員に関する付加的取り決めを制定した。そこでは客員成員を、領域内の短大や高校に通うために下宿している学生、土地を所有も貸借もしていない一時的滞在者、土地を所有もしくは貸借している移入者の3種類に分け、このうち学生については村の成員に組み入れず、したがって課徴金も課さないとしている。一時的滞在者については、村への加入金にあたるものとして米5kgに相当するお金を、また月々の町会費にあたるものとして、単身者は米1kg相当の、妻帯者は米2kg相当のお金を村に納入するよう定めている。さらに居住あるいは事業のために土地を取得もしくは貸借した者については、加入金として米200kg相当のお金を課すとともに、正規成員と同じ村の共同行事への金銭・労働負担を求め、それを免除して欲しい場合は、村内で事業を営まない居住者の場合毎年1アールあたり米4kg相当の、事業経営者の場合は1平米あたり米2kg相当のお金を納めるよう規定している。

そのほかこの取り決めには、移入者が建物を建てる場合、村の役職者の了承を得るとともに、「バリ文化」にふさわしい建物にすること、客員成員の条件を満たす限り不幸や災難にあたって他の成員の助力を受けられ、とりわけ死亡した場合には村の境界まで遺体を運ぶのを手伝ってもらえること等が盛り込まれている。そして村の取り決めを守らない場合、学生や一時的滞在者は村から追放され、土地をもつ者は相互扶助を停止するとともに米5kg相当のお金を罰金として科すとしている。建物に関する規制はいかにも観光地にふさわしいものだが、死亡の際

の援助は、裏を返せば移入者には村の墓地は使わせないということである。

さらにこの取り決めを実施するにあたっての慣習村長決定が出され、移入者の登録管理には慣習村の警備員 (*pecalang*) が当たること、移入者からの納入金は、警備員と B 慣習村、B 慣習村を含むより広い慣習領域村、それに移入者の居住する集落の 4 者で 4 分することを通達している。³⁾

このように具体的できめ細かな規程が作られているのは、現に多くの移入者が暮らす状況を反映してのものであることは言うまでもない。その内容については、移入者から一定の負担金を徴収することと、死亡した場合の扱いに焦点が当てられていることが特筆される。

(3) C 慣習村の場合

C 慣習村は県庁所在地の町から 2 キロほど南に位置する農村で、幹線道路から少し入った場所にあり、その住人は、婚入してきた他島出身者がごくわずかいるほかはすべてヒンドゥー教徒バリ人である。

C 村でも 1985 年にすでに成文化していた慣習規約を 2002 年に改正して、新たに客員成員に関する条項を盛り込み、ヒンドゥー教徒かどうかにかかわらず、こうした移入者は村に着いてから 1 日以内に村の役職者に移入を届け出て、村に住む許可を得ることとした。

より具体的な取り扱いは、同時期に作られた付加的取り決めて規定されている。そこでは、移入の届け出に際して役職者（慣習村長あるいは集落長）はその目的と仕事内容を質すこと、単身者の場合は月々 1,000 ルピア、家族持ちは場合は 2,500 ルピアを村に納めること、ヒンドゥー教徒の場合は村の宗教行事に参加してもいいことが決められている。

非常に簡素なこの取り扱い規程は、移入者の問題がこの村ではまだそれほど火急の問題とはなっていないことを反映したものと考えられる。しかしそのなかでも、移住の目的を質すという点に、移入者に対する警戒感がうかがわれるとともに、町会費のようなものを月々徴収しようという方針には、移入者にも村の運営に対していくらかの負担をしてもらおうという姿勢が見て取れる。村の正規成員はこうした月々の徴収金は課されておらず、かわりに村の寺院の定期祭礼に際しての費用負担と労働供出が課される。村の出費の主なものがこの寺院の定期祭礼の執行に充てられることを考えれば、移入者からの徴収金は寺院祭礼の義務負担を免除される（ヒンドゥー教徒でない場合は当然のことではあるが）かわりに、その代償としての負担金と見ることもできる。

なおこの同じ取り決めのなかで、村の成員以外の者が墓地を使用する場合についての規約も

3) 「B 慣習村を含むより広い慣習領域村」というものについては詳細を把握していないが、かつてこの村の王家が支配していた領域で、その王家を核としたいくつかの慣習村の連合体を指すものと思われる。

鏡味：慣習村による移入者管理

定められ、ヒンドゥー教徒であれば米 100 kg と 25,000 ルピアのお金支払えば村の共同墓地の使用が許されることになった。米は葬儀を手伝う集落成員で分け、お金は村の収入に組み入れるとしている。ただしヒンドゥー教徒以外の場合はまったく考慮に入れられていない。

その後 C 村では、2004 年に「移入者管理に関する行政村長と慣習村長の共同決定」という取り決めを決定し実施するようになった。この決定の法的根拠には 2002 年の「移入者登録に関する県知事決定」があげられ、さらにその背後には 2002 年のバリ州知事から州内の県知事・市長に宛てられた「移入者登録の指針」という通達があり、先に述べた A 村での対策などをモデルにして州全体で行政村が慣習村と共同で移入者を登録・管理する施策がとられたようである。

C 村の共同決定の内容は、この村出身の者以外の居住者を、バリ州出身者とそれ以外のインドネシア人居住者に分け、その者が仕事を求めて移ってきた場合、前者には登録料 25,000 ルピアと月々一人当たり 10,000 ルピア（15 歳以上の独身者）もしくは一世帯当たり 15,000 ルピアの「村落開発支援金」を課し、後者には登録料は課さないかわりに引っ越して 2 日以内に集落長に届け出ることを義務づけたうえで、前者と同様の月々の支援金支払いを課すというものである。ただし婚入して来た者および学生と、村の領域内を勤務地とする軍人・役人はこれを免除される。また単に居住地を求めての移住の場合には、バリ州出身者には一世帯当たり月々 10,000 ルピア、州外出身者には 15,000 ルピアの支援金支払いが課される。さらに領域内で商店や屋台を営む者には（村外居住であっても）30,000 ルピアの登録料と月々 5,000 か 10,000 ルピアの支援金支払いを、工場や金融事務所の場合は 50,000 ルピアの登録料と月々 20,000 ルピアの支援金支払いが、観光業やバンガローを営む場合は登録料 50,000 ルピアと月々 20,000 ルピアの支援金支払いのほかに客ひとりにつき 25,000 ルピアの支援金支払いが求められる。この村は県都に近いこともある、屋台を引いて食べ物を売り歩く者や外国人目当てのバンガローを建てようと試みる者がぽつぽつと目につくようになっており、A 村や B 村に似た状況が少しずつ現実のものになりつつあることを物語っている。

以上、3 つの村の例を挙げて、移入者に対する慣習村の対応のあり方を見てきた。ここでいう「移入者」とは、当該の慣習村の領域外からの移住者であり、それには島内の他地域からの移住者、島外からのインドネシア人移住者、そして日本を含む外国からの移住者がすべて含まれる。そのそれぞれへの対応については、村によって違いをもうけている例もあれば、（宗教の違いをのぞいて）同一に扱っている例もある。

現実に多くの移入者をかかえる A 村や B 村では、非常に具体的な対応策がとられていた。ただしその中身は対照的と言っていいほど異なっており、A 村では住民管理という行政上の仕事に慣習村も加わるいっぽう、異教徒の慣習村成員への取り込みは拒絶しているのに対し、B 村では移入者を客員成員として取り込んだ上で、成員としての相互扶助を（墓地の使用をのぞい

て) 保証しながら、寺院祭礼における労働や金銭の供出を村への納付金でもって代えられるよう措置している。それに対してC村の場合は、実態としてまだ近年の移入者の急増という事態に直面していないため、慣習村としての対応は形式的なものにとどまっている感が否めないが、行政村と協力した住民管理ではA村の先例を追おうとしている。

こうした異なる対応をうながした背景には、慣習村と行政区画の問題(A村とC村は慣習村と行政村の境界が一致しているが、B村は一致していない)、域内にかかえている移入者の質の違い(短期滞在者か長期滞在者か、店を持つなどある程度の資本家か単純労働者か、など)、慣習村の歴史的背景とそれによる有力者の社会的発言力の違いなどといったことが指摘できる。そうしたそれぞれの慣習村の置かれた社会的状況の違いに応じて、それに見合った対応策がとられていると今のところは言うほかない。

そのなかで、まず住民管理と活動把握が第一の目的であること、そして客員員として取り込んだ場合には村への何がしかの金銭的貢献を期待したものであることは、上の3例から明瞭に見てとれる。さらに、移入者の問題が早急な対応を迫られる社会問題であり、それには何らかのかたちで慣習村が関わっていかなければならないという認識と、そのときにとりわけ問題となるのは葬儀の扱いだという点については、上記の3例のすべてに共通していると言える。

IV 慣習村とバリ人の自己認識

移入者のような島の外部からもたらされる社会変化要因に対して、慣習村という伝統的組織でもって対処するというのは、これが初めてのことではない。インドネシア独立以後に限って言えば、スハルト大統領のもとで強力な国内開発政策が実施されるようになった1970年代以降、慣習村をはじめとする在来の慣習組織は行政組織と並ぶもうひとつの政策通達・実施の媒体としての役割を果たすいっぽう、こうした外部からの変化要因が及ぶなかでもバリの独自性を失わないための拠り所としての役目も期待され、その活用と活性化がはかられてきた。1986年にバリ州政府が『バリ州内の地域社会をまとめあげる慣習法の体現である慣習村の地位、機能、役割についての州条例(Peraturan Daerah Propinsi Daerah Tingkat I Bali Nomor 6 Tahun 1986 tentang Kedudukan, Fungsi dan Peranan Desa Adat Sebagai Kesatuan Masyarakat Hukum Adat Dalam Propinsi Daerah Tingkat I Bali)』を制定したのはそのためであり、それによってバリの慣習村は少なくとも州内における法的な位置づけを得るだけなく、州政府が積極的に指導・援助してその政策に活用する対象となった〔鏡味2000: 120-129〕。その条例の前文の中で、バリの慣習村はヒンドゥー教の教えに基盤を置いた慣習社会の組織体であり、独立や開発の促進に寄与したばかりでなく、住民の宗教、国家理念、社会文化、経済、治安の領域で大きな役割を果たすものであるから、これを堅持していかなければならな

いと述べられている。

さらにスハルト大統領が退陣して政治変革の時代に入り、地方自治が国的重要課題にのぼると、バリに限らずインドネシア諸地域の慣習村や慣習組織の実態に合わせた地方自治のあり方が議論されるようになった。1999年に制定された新しい「地方行政法」では、「村」という行政区画がその土地の慣習問題も管轄するものとされ、その名前も在来の慣習組織の名前を用いてもいいとされている。つまりスハルト政権以来インドネシアの各地で現出した行政村と慣習村が並立する状況を解消し、村レベルの行政区画を在来の慣習村が担う道も開けことになったのである。

バリでもこの問題が州議会で議論されたが、結局行政村と慣習村の二本立ての体制を維持することに落ち着いた〔鏡味 2006: 103-105〕。バリでは慣習村の規模が行政村より小さなところが多く、行政村を廃して慣習村に一本化すると効率が悪くなり費用負担も増えることに加えて、バリではスハルト政権よりずっと以前の植民地時代から行政村と慣習村の併存が続き、その役割分担の歴史が長いこと、さらに慣習村がそもそもヒンドゥー教徒のみを成員とするものであることなどが、その理由である。

結果的に慣習村が行政村の役割を兼ねることにはならなかったが、新しい地方自治の理念に照らして慣習村の位置づけを議論するということは、新たな時代の社会環境のなかで慣習村が担うべき役割を再検討することにほかならなかった。その成果が、2001年に制定された『慣習村に関する州条例 (Peraturan Daerah Propinsi Bali Nomor 3 Tahun 2001 tentang Desa Pakraman)』ということになる。これはすでに述べたように1986年の州条例『バリ州内の地域社会をまとめあげる慣習法の体現である慣習村の地位、機能、役割についての州条例 (Peraturan Daerah Propinsi Daerah Tingkat I Bali Nomor 6 Tahun 1986 tentang Kedudukan, Fungsi dan Peranan Desa Adat Sebagai Kesatuan Masyarakat Hukum Adat Dalam Propinsi Daerah Tingkat I Bali)』の改訂版であり、客員成員や自警員といった以前の条例にはなかった構成員や役職を規定する条項が盛り込まれている。これらはバリの慣習村にはもともとなかった構成要素であり、それが客員成員や自警員であるところに、変革の時代の流動的で世情不安な状況に対する危機意識が明確に読みとれる。

この新しい州条例の制定を受けて、各慣習村は前章で見たような移入者への対処策を打ち出すようになったわけだが、その対応はどちらかというと、不審者を監視する宿主といった態の、警戒心の強い内容となっている。バリ人ヒンドゥー教徒主体の慣習村への受け入れであるから当然のこととはいえ、移入者、とりわけ非ヒンドゥー教徒はあくまでも付随的成員の身分に留め置かれ、その意見を積極的に地域社会の運営にとり込んでいこうとする姿勢は今のところ見られない。そしてその最大の障壁となっているのが、共有墓地の使用問題である。少なくともバリ人の目から見たヒンドゥー教徒／非ヒンドゥー教徒の識別は、死の穢れの浄化のための火

葬をするかしないかという点に収斂してきていると言つてもよい。

他方で、慣習村の社会的位置づけと言う点から見ると、スハルト退陣後の社会情勢変化のなか、慣習村が行政機構の役割を肩代わりすることが増えてきている。客員成員という新制度を使っての住民管理についてはすでに前節でその一端を紹介したが、治安の面では、これも2001年の州条例で常設化された慣習村自警員が、警察に代わって、儀礼時の交通整理をするだけではなく、ふだんから駐車場の管理をしたりするのをよく目にするようになった。

そのことは、慣習村がバリの現代社会のなかでますますそのプレゼンスを増していることを物語っている。慣習村といった在野の伝統組織はこれまで、よく「残されている」という言い方がふつうされてきた。バリの慣習村も、植民地時代以降スハルト政権時代までは、政治経済的機能を行政村に奪われて、わずかに寺院祭礼の組織として命脈を保ってきた、というのが実情に近かった。すでに述べた1980年代以降の慣習組織振興政策も、そうした慣習組織になんとか活力を取り戻したいというのが主旨だった。1988年に州条例で合法化された村落信用金庫もまた、財源のない慣習村になんとか財政基盤をもたせたいとの意図から始められたものだった〔鏡味2000:127〕。

しかしそハルト退陣後の政治変動と社会情勢変化のなかで、慣習村は行政的役割の一部をになうようになるとともに、財政の面でも行政村以上に潤うようになってきている。スハルト時代、村落部の開発資金は行政機構を通じて行政村に投下された。しかしスハルト退陣後のバリでは、行政村に中央政府が県政府を通して配分する開発資金と同程度の資金を州政府が慣習村に毎年配分し、また慣習村長にオートバイを無償支給する政策を始めた〔鏡味2006:107〕。ギアニャル県など観光で潤う県政府も慣習村への定期的資金援助を始めている。それらの額は年々増額されており、スハルト時代以来一貫して同額の開発資金しか投与されていない行政村に比べ、今では慣習村の方がはるかに財政的に豊かな状態にある。それに加えてこれまで見てきたような行政補佐の役割から得られる収入があり、独自財源による村落金庫の利用も盛んになって、村びとの宗教儀礼活動のみならず日常生活の面でも慣習村の存在が目に見えるようになり、行政村の影がますます薄くなっている。

つまり、宗教面では慣習村に依拠するバリ人の意識は、外部世界の流入拡大につれてますます自他の区別が先鋭化するいっぽう、社会面では慣習村がおし寄せる外部世界を取り込んで、現代的な実態をそなえた組織に変貌しつつある、ということである。そしてその内と外、伝統と現代の交わるところ、あるいはバリ人のアイデンティティがもっとも先鋭なかたちで現れるところ、つまりバリ人にとっての最後の砦が、慣習村の共同墓地なのである。

墓地の使用や葬儀の慣行、さらに村人の葬儀と慣習村との関係については、これまでずっと一貫して同じだったわけではない〔鏡味2005〕。火葬はもともと家族単位の儀礼だったものが、集落単位で催すようにする村が多くなってきている。それに呼応するかのように、死や遺体の

穢れが集落全体に及ぶことへの恐れが強く意識されるようになってきている。上の事例で見たような、異教徒の墓地使用に対する神経質なまでの拒否は、単なる場所の効率性や慣習規律の原則といったレベルではなく、集落全体が穢れるという身体感覚的な汚濁感に根を持つ反応なのである。

インドネシアのなかでバリ人はヒンドゥー教徒であることに自己のアイデンティティの基盤を置いてきた。しかしそのヒンドゥー教は国の認定を得て以来、バリ人に限らず国内すべてのヒンドゥー教徒の宗教となっている。そのなかでなお、バリ人のローカルなアイデンティティの根拠となっているのが、所属する慣習村の共同墓地である。それは、家族の遺体を埋葬したり火葬を行ったりする場所というのみならず、自分が属する共同体全体の穢れを左右する場所である。その共同体は、かつてのような単なる儀礼組織ではなく、確固たる財源基盤をもち住民管理を行い治安を維持する社会的実体である。その共同体に移入者を、客員成員として取り込むことは受け入れても、共同墓地を自由に使わせることまではできない。これが現在のバリ人の外部世界への身の処し方の要約であり、アイデンティティの核心の所在である。

V バリの慣習復興の文脈

以上検討してきた、慣習村組織を利用した移入者管理政策は、スハルト退陣後の変革期にインドネシアの各地で噴出した「慣習復興」と呼べる事象や運動のひとつと見ることができる。前章では、それがその時期にバリで生じた事情について論じたが、この汎インドネシア的と言える動向をとりあげたデヴィッドソンとヘンリーは、その背景に次の4つの大きな文脈を指摘している。すなわち、①世界的な先住民運動や環境保護運動にからんだ地域住民支援の影響、②スハルト時代の新秩序体制の強権的、中央集権的手法による地方の扱いへの反発、③スハルト退陣後の地方自治の気運と施策、④独立運動時以来のインドネシア史に貫して見られる自らの伝統への意識、依拠、信頼である [Davidson and Henley 2007: Introduction]。ただしこれらは一般論としてあげができるものであり、個々の事象や運動によってはあまり関連が見いだせないものもあり、またその影響も同じ方向に向けて働いているわけではないなど、それぞれの事象については細かい検討が必要だとしている。

その編集本でバリについての章を担当しているウォレンは、スハルト期にすでにバリでは慣習を盾にして中央政府や州政府要人の強引な観光開発に抵抗しその一部を阻止することに成功して、慣習が政治的あるいは経済的な次元で使える資産としてとらえられはじめ、変革期に入ってからはそれがさらに顕著になり、慣習にもとづく主張の対立から暴力沙汰にまで発展する事件が頻発していること、また本論でも触れた州政府の慣習村規定の変更が人びとに困惑をもたらしていることなどを、有識者のインタビューや新聞投書欄に載せられた意見等から紹介

している [Warren 2007]。そしてその方向性を現時点で見極めることはまだできないながらも、それがバリの人たちの外部世界への対応の現時点でのかたちであることを指摘している。

本論で取り上げた慣習村組織による移入者管理の事例は、近代行政機構のかわりに地域慣習を活用しているものの、慣習の復興による民族意識の覚醒や自己主張というよりは、もっと実務的な対応のように見える。とりあげた事例は慣習村の「復興」ではなく「改編」であり、民族混住という現代的状況への手近な素材を使った実践的な対処である。たしかにこれ以外の事例では、ウォレンが紹介するようにバリでも慣習を盾にした自己主張は変革期になってますます声高になっているが、デヴィッドソンとヘンリーの言う変革期インドネシアの慣習の復興の背後にある4つの文脈のうち、主としてNPOを介した先住民運動や環境運動の影響は、知識人はともかく、バリの一般の人びとの意識にはほとんど影響を与えていないように見える。変革期にバリでも乱立したNPOには慣習村を基盤にしたものが多く、また変革期以前からバリでは対外への自己主張に慣習村を枠組みとして持ち出すことがしばしばだったことからも、バリの慣習復興は世界的動向への呼応というよりも、国内の文脈における自己主張の枠組みの収斂、強化といった側面が強い。

その意味で、本論の事例は、デヴィッドソンとヘンリーの編著と同年に出たシュルト・ノルドホルトとクリンケン編著のテーマである「境界線をめぐる交渉」という文脈で考えるほうがよりふさわしい [Schulte Nordholt and Klinken 2007]。この編著では地方政治の動態のキーパーソンを地方の政治・経済・官僚エリートととらえ、それが伝統的権力や経済力や裏社会の暴力や民族・宗教アイデンティティを駆使しながら、どのように変革期の政治機構変革のなかで地位と権力を維持しようとしているかを論点としている。ここでいう境界線は官僚能力や政治力、経済才覚、集団アイデンティティといった領域におけるそれであり、地方エリートの権力維持はそうした境界線の再調整の過程というわけである [ibid.: Introduction]。この論集でバリについての章を担当したシュルト・ノルドホルトは、変革期のバリの状況を、とくに地方エリートの動静に焦点をあてながらたんねんにたどっている。そしてこの間にエリートが唱導し中間階層に広がりを見せている「バリらしさ堅持 *ajeg Bali*」キャンペーンに触れ、それがバリの政治動向に密接に結びつきながらも、その純血主義的な自己把握がますます混淆的になりつつあるバリの現状と乖離している点を指摘して論を結んでいる [Schulte Nordholt 2007]。

本論で取り上げた事例は、地方エリートの権力維持に直接結びつくものではないが、民族・宗教的特徴を鼓舞したアイデンティティ醸成には密接に関わる。この場合は自己主張の相手は、同じ村に暮らすことになった他民族、他宗教の住民だが、それが「バリらしさ堅持」キャンペーンなどと結びつくことで、インドネシアという国全体に向けた自己主張につながっていることは言うまでもない。インドネシア国民意識のみならず、民族意識もまた植民地統治以来しだいに覚醒されるようになってきたものであるというシュルト・ノルドホルトとクリンケン

の指摘は重要である [Schulte Nordholt and Klinken 2007: 21–22]。しかもその民族意識の自己主張は、ほかでもないインドネシアという同じ土俵の上で同じレトリックを使って各地方の住民からなされている [ibid.: 28–29]。その意味で、変革期にいっそう顕著になる、地域慣習を全面に押し出した地方の自己主張は、インドネシアという国と各民族が割拠する地方の、またインドネシア国民意識と覚醒しつつあるそれぞれの民族意識のあいだの調整過程にはかならず、本論の事例もその一例として位置づけられるものである。

参 照 文 献

- Aspinall, Edward; and Fealy, Greg, eds. 2003. *Local Power and Politics in Indonesia: Decentralisation & Democratisation*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Connor, Linda; and Vickers, Adrian. 2003. Crisis, Citizenship, and Cosmopolitanism: Living in a Local and Global Risk Society in Bali. *Indonesia* 75: 153–180.
- Davidson, Jamie S.; and Henley, David, eds. 2007. *The Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Deployment of Adat from Colonialism to Indigenism*. London: Routledge.
- Degung Santikarma. 2001. The Power of “Balinese Culture.” In *Bali: Living in Two Worlds*, edited by Urs Ramseyer and I Gusti Raka Panji Tisna. Basel: Museum der Kulturen Basel and Verlag Schwabe & Co. AG.
- Gde Raka, I Gusti. 1954. *Monografi Pulau Bali*. Jakarta: Pusat Djawatan Pertanian Rakjat.
- 鏡味治也. 2000. 『政策文化の人類学——せめぎあうインドネシア国家とバリ地域住民』世界思想社.
- . 2005. 「共同体性の近代——バリ島の火葬儀礼の実施体制の変化から考える」『文化人類学』69 (4): 540–555.
- . 2006. 「地方自治と民主化の進展——バリの事例から」『現代インドネシアの地方社会』杉島敬志・中村潔（編），89–116 ページ所収. NTT 出版.
- Schulte Nordholt, Henk. 2007. Bali: An Open Fortress. In *Renegotiating Boundaries: Local Politics in Post-Suharto Indonesia*, edited by Schulte Nordholt and Gerry van Klinken, pp. 387–416. Leiden: KITLV Press.
- Schulte Nordholt, Henk; and Klinken, Gerry van, eds. 2007. *Renegotiating Boundaries: Local Politics in Post-Suharto Indonesia*. Leiden: KITLV Press.
- Team Penyusun Monografi Daerah Bali. 1976. *Monografi Daerah Bali*. Jakarta: Proyek Pengembangan Media Kebudayaan (Departemen Pendidikan dan Kebudayaan).
- Warren, Carol. 2007. Adat in Balinese Discourse and Practice: Locating Citizenship and the Commonwealth. In *The Revival of Tradition in Indonesian Politics*, edited by Jamie S. Davidson and David Henley, pp. 170–202. London: Routledge
- 法令
- Kantor Kepala Desa Sukawati dan Bendesa Adat Sukawati. 2001. *Keputusan Bersama Antara Kepala Desa Sukawati dan Bendesa Adat Sukawati Nomor 01/Pem/2001: Nomor 032/PK/I/ 2001 tentang Penertiban Penduduk Pendatang*.
- Kantor Perbekel Bona dengan Bendesa Pakraman Bona. 2004. *Keputusan Bersama Antara Perbekel Bona dengan Bendesa Pakraman Bona Nomor 01 Tahun 2004: Nomor 25/DPB/VII/2004 tentang Penertiban dan Pendataan Penduduk Pendatang Antara Perbekel Bona dengan Bendesa Pakraman Bona*.
- Negara Kesatuan Republik Indonesia. 1999. *Undang-Undang No. 22 Tahun 1999 tentang Pemerintahan Daerah*.
- Propinsi Daerah Tingkat I Bali. 1986. *Peraturan Daerah Propinsi Daerah Tingkat I Bali Nomor 6 Tahun 1986 tentang Kedudukan, Fungsi dan Peranan Desa Adat Sebagai Kesatuan Masyarakat Hukum*

Adat Dalam Propinsi Daerah Tingkat I Bali.

_____. 2001. *Peraturan Daerah Propinsi Bali Nomor 3 Tahun 2001 tentang Desa Pakraman.*

統計資料

Penduduk Bali 2000. 2001. Jakarta: Badan Pusat Statistik.

Penduduk Indonesia 2000. 2001. Jakarta: Badan Pusat Statistik.

Penduduk Indonesia 2005. 2006. Jakarta: Badan Pusat Statistik.

Penduduk Propinsi Bali 2005. 2006. Jakarta: Badan Pusat Statistik.

Statistik Bali 1985. 1986. Denpasar: Kantor Statistik Propinsi Bali.

Statistik Bali 1992. 1993. Denpasar: Kantor Statistik Propinsi Bali.